外国送金取引規定　（新旧対照表）

変　更　後	変　更　前
１．（適用範囲） ≪省略≫ ２．（定義） この規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①外国向送金取引 送金依頼人の委託にもとづき、当金庫が行う次のことをいう。 ａ．送金依頼人の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること＜削除＞ ｂ．外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること＜削除＞ ＜削除＞ ②支払指図 送金依頼人の委託にもとづき、当金庫が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。 ③支払銀行（受取人取引銀行） 受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。 ④関係銀行 ≪省略≫ ⑤スイフト（ＳＷＩＦＴ） 主に銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加メンバー間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステム、もしくは、その運営母体である国際銀行間通信協会（Society for Worldwide InterbankFinancial Telecommunication）のことをいう。 ３．（送金の依頼） （１）送金の依頼は、次により取扱います。 ①送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。＜削除＞ ②送金の依頼にあたっては、当金庫所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号、受取人住所、電話番号、送金幣種・金額、依頼人名、依頼人の住所、電	１．（適用範囲） ≪省略≫ ２．（定義） この規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①外国向送金取引 送金依頼人の委託にもとづき、当金庫が行う次のことをいう。 ａ．送金依頼人の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込） ｂ．外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（通知払・要求払） ｃ．外国にある他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して交付すること ②支払指図 送金依頼人の委託にもとづき、当金庫が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。 ③支払銀行＜追加＞ 受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。 ④関係銀行 ≪省略≫ ＜追加＞ ３．（送金の依頼） （１）送金の依頼は、次により取扱います。 ①送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。但し送金事務の繁忙等やむをえない事由により、受付けを制限することがあります。 ②送金の依頼にあたっては、当金庫所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号、受取人住所・電話番号、送金幣種・金額、依頼人名、依頼人の住所・電

変　更　後	変　更　前
話番号、関係銀行手数料負担区分など所定の事項を正確に記入し、署名または記名捺印のうえ提出してください。	話番号、支払手数料負担区分など所定の事項を正確に記入し、署名または記名捺印のうえ提出してください。
③当金庫は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③当金庫は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
④送金資金等の支払方法は、口座振込のみ取扱可能とします。	＜追加＞
（２）送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。	（２）送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
①～②≪省略≫	①～②≪省略≫
③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証等所定の本人確認書類を提示してください。	③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、住民票の写し等所定の本人確認書類を提示してください。
④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。	④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
（３）送金の依頼を受付けるにあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律を遵守し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与を防止するため、当金庫は送金依頼人に、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めることがあります。	＜追加＞
（４）送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当金庫に、送金資金の他に、当金庫所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。	（３）送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当金庫に、送金資金の他に、当金庫所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。
（５）送金の依頼を受付けるにあたり、個人番号・法人番号をお持ちの方は、お届出が必要です。	＜追加＞
４．（送金委託契約の成立と解除等）	４．（送金委託契約の成立と解除等）
（１）≪省略≫	（１）≪省略≫
（２）前項により送金委託契約が成立し、外国送金取引を実行したときは、当金庫は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。	（２）前項により送金委託契約が成立したときは、当金庫は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
（３）第１項により送金委託契約が成立した後においても、当金庫が関係銀行に対して支払指図を発信する前＜削除＞に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当金庫から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当金庫は責任	（３）第１項により送金委託契約が成立した後においても、当金庫が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当金庫から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除に

外国送金取引規定　（新旧対照表）

変　更　後	変　更　前
を負いません。	よって生じた損害については当金庫は責任を負いません。
①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替及び外国貿易法（以下「外国為替法」といいます。）や米国財務省外国資産管理室による規制（以下「OFAC 規制」といいます。）、その他日本や外国の外国為替関連法規に違反するときおよび各国の経済制裁関連の法規に違反するときまたはそのおそれがあるとき	①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき	②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき	③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
④送金がマネー・ローンダリングおよびテロ資金・大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またそのおそれがあるとき	＜追加＞
（４）前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当金庫所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第２項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	（４）前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当金庫所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第２項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
（５）当金庫が送金の依頼を承諾した以降、当金庫は、送金の依頼を実行するために必要な資金を調達するなど送金の依頼を実行するために必要な準備行為を行うことができるものとします。	＜追加＞
（６）前項に基づき、当金庫が送金の依頼を実行するために必要な準備行為をした場合において、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消しその他当金庫の責めに帰さない事由により送金委託契約が成立しなかった場合、並びに契約成立後の解除等当金庫の責めに帰さない事由により送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用、その他当金庫に生じた損害について、送金依頼人の負担とし、送金依頼人は直ちに弁済するものとします。	＜追加＞
（７）受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（５）受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
５．（支払い指図の発信等）	５．（支払い指図の発信等）
（１）当金庫は、送金委託契約が成立したときは、前条第３項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。	（１）当金庫は、送金委託契約が成立したときは、前条第３項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を送金依頼人に対して交付しま

変　更　後	変　更　前
	す。
（２）当金庫は、送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段（スイフト等）における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載してスイフトおよび関係銀行（以下両者を総称して「関係銀行等」といいます。）に伝達します。また、関係銀行等からの求めに応じて、送金実行のために、情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行等によってさらに受取人に伝達されることがあります。 ①　外国送金依頼書に記載された情報 ②　送金依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報 ③　受取人の口座番号・住所、その他受取人を特定する情報	＜追加＞
（３）支払指図の伝送手段は、当金庫が適当と認めるものを利用し、伝達ルートは信金中央金庫が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。	（２）支払指図の伝送手段は、当金庫が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
（４）次の各号のいずれかに該当するときには、当金庫は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当金庫が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当金庫は送金依頼人に対してすみやかに通知します。 ①～②≪省略≫	（３）次の各号のいずれかに該当するときには、当金庫は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当金庫が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当金庫は送金依頼人に対してすみやかに通知します。 ①～②≪省略≫
（５）前３項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（４）前２項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
６．（手数料・諸費用） （１）≪省略≫ （２）照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当金庫および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。 ①照会手数料 ②変更手数料 ③組戻手数料（取消手数料） ④電信料、郵便料 ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用	６．（手数料・諸費用） （１）≪省略≫ （２）照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当金庫および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。 ①照会手数料 ②変更手数料 ③組戻手数料＜追加＞ ④電信料、郵便料 ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

外国送金取引規定　（新旧対照表）

変　更　後	変　更　前
７．（為替相場） （１）≪省略≫ （２）第４条第４項、第９条第４項、第１１条第１項第３号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当金庫が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当金庫の計算実行時における所定の為替相場とします。	７．（為替相場） （１）≪省略≫ （２）第４条第４項、第９条第３項、第11条第１項第３号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当金庫が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当金庫の計算実行時における所定の為替相場とします。
８．（受取人に対する支払通貨） ≪省略≫	８．（受取人に対する支払通貨） ≪省略≫
９．（取引内容の照会等） （１）≪省略≫ （２）当金庫が発信した支払指図＜削除＞について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （３）前項に規定する関係銀行からの照会に対して当金庫が行う回答については、第５条第２項、同条第３項および同条第５項の規定を準用します。 （４）当金庫が発信した支払指図＜削除＞について、関係銀行による支払指図の拒絶やＯＦＡＣ規制による資産凍結等により送金ができないことが判明した場合には、当金庫は送金依頼人にすみやかに通知します。 　この場合、当金庫が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第１１条に規定する組戻しの手続きに準じて、当金庫所定の手続きをしてください。	９．（取引内容の照会等） （１）≪省略≫ （２）当金庫が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ＜追加＞ （３）当金庫が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶＜追加＞等により送金ができないことが判明した場合には、当金庫は送金依頼人にすみやかに通知します。 　この場合、当金庫が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当金庫所定の手続きをしてください。
１０．（依頼内容の変更） （１）送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。この他送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。 ①変更の依頼にあたっては、当金庫所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、＜削除＞提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保	１０．（依頼内容の変更） （１）送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額＜追加＞を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。 ①変更の依頼にあたっては、当金庫所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第４条第２に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場

変　更　後	変　更　前
証人を求めることがあります。 ＜削除＞	合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
②≪省略≫	②≪省略≫
（２）前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第４条第７項の規定を準用します。また、前項第２号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（２）前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第４条第５項の規定を準用します。また、前項第２号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
（３）≪省略≫	（３）≪省略≫
１１．（組戻し）	１１．（組戻し）
（１）送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。	（１）送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第４条第２項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。＜削除＞	①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第４条第２項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
②～③≪省略≫	②～③≪省略≫
（２）前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第４条第７項の規定を準用します。また、前項第２号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（２）前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第４条第５項の規定を準用します。また、前項第２号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
（３）本状に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、外国為替法やＯＦＡＣ規制、その他日本や外国人の外国為替関連法規および各国の経済制裁関連の法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。	（３）本状に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。
１２．（通知・照会の連絡先） ≪省略≫	１２．（通知・照会の連絡先） ≪省略≫
１３．（災害等による免責） 次の各号に定める損害については、当金庫は責任を負いません。	１３．（災害等による免責） 次の各号に定める損害については、当金庫は責任を負いません。
①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、外国為替法やＯＦＡＣ規制、その他日本や外国人の外国為替関連法規および各国の経済制裁関連の法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえ	①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
	②～⑦≪省略≫

変　更　後	変　更　前
ない事由により生じた損害 ②～⑦≪省略≫	
１４．（譲渡、質入れの禁止） ≪省略≫	１４．（譲渡、質入れの禁止） ≪省略≫
１５．（預金規定の適用） ≪省略≫	１５．（預金規定の適用） ≪省略≫
１６．（規程の変更等） （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫の店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	１６．（規程の変更等） （１）この規定の各条項＜追加＞は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、＜追加＞店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （２）前記（１）の変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
１７．（法令、規則等の遵守） ≪省略≫	１７．（法令、規則等の遵守） ≪省略≫
以　上	以　上